

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第 45 回)

平成 27 年 10 月 29 日 (木) 午前 10 時 00 分
日本証券業協会 第 1 会議室

議 案

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について
2. その他

以 上

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ＆A 改訂事項一覧

回 検 号 討	項目	項番	項目名	内容変更等 の区分	条文変更 の有無
第1回目	改正概要				
		1	犯収法改正のポイント	変更	有
		2	既存顧客への対応	変更	有
	取引時確認				
		3	顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	変更	
		4	顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項	変更	
		5	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(1)	変更	
		6	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(2)	変更	有
		7	顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項		
		8	「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」		
		9	特定投資家の「取引を行う目的」		
		10	「取引を行う目的」の申告を受ける方法		有
		11	職業		有
		12	国等の事業の内容		有
		13	「事業の内容」の確認・記録		有
		14	「事業の内容」を確認する書類		有
		15	「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」		有
		16	人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」		有
		17	外国の法令に基づく資料による「事業の内容」の確認	変更	有
		18	実質的支配者の確認方法	変更	有
		【新1】	実質的支配者の確認範囲について	新設	－
		19	上場会社等の実質的支配者の確認		有
		20	一般社団法人等の実質的支配者の確認		有
		【新2】	実質的支配者の該当性について①	新設	－
		【新3】	実質的支配者の該当性について②	新設	－
		【新4】	実質的支配者の該当性について③	新設	－
		21	議決権を確認する基準日		有
		【新5】	議決権保有割合の考え方	新設	－
		【新6】	議決権保有者が不明又は開示を拒否された場合	新設	－
		【新7】	国等が実質的支配者の場合	新設	－
		22	間接支配者	削除	削除
		23	顧客等が自然人である場合の代表者等		有
		【新8】	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法	新設	－
		24	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法(社員証や名刺)	変更	有
		25	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法(申込書等)		有
		26	代表者等であることの確認記録		有
		27	代表者等であることを確認する相手	変更	有
		28	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引	変更	
	厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認				
		29	なりすまし等の確認が必要な場合(1)		
		30	なりすまし等の確認が必要な場合(2)		
		31	イラン又は北朝鮮に居住する者	変更	有
		【新9】	外国PEPsについて	新設	－
		【新10】	外国PEPsの範囲について	新設	－
		【新11】	外国PEPsの確認方法について	新設	－

回 検 号 討	項目	項番	項目名	内容変更等 の区分	条文変更 の有無
第 2 回 目		32	実質的支配者の書類による確認	変更	有
		33	書類の閲覧による確認	削除	削除
		34	更新された同種の本人確認書類による確認		有
		35	法定書類以外のものによる確認	変更	有
		36	資産及び収入の状況の確認		有
		37	EDINETによる資産及び収入の状況の確認		有
		38	民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認		有
		39	配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認		有
		40	「200万円」の評価方法		
		41	「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること		有
	顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引(仮)				
		【新12】	顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引	新設	－
		【新13】	疑わしい取引	新設	－
	非対面取引(仮)				
		【新14】	新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止	新設	－
		【新15】	既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止	新設	－
	疑わしい取引の届出(仮)				
		【新16】	疑わしい取引の届出の判断方法	新設	－
		【新17】	新規顧客の取引について	新設	－
		【新18】	継続取引について	新設	－
		【新19】	高リスク取引について①	新設	－
		【新20】	高リスク取引について②	新設	－
		【新21】	疑わしい取引の届出(個人番号カード)	新設	－
第 3 回 目	取引時確認等を的確に行うための措置(仮)				
		42	「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の情報に保つための措置」		有
		【新22】	リスク評価書について	新設	－
		【新23】	保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析	新設	－
		【新24】	統括管理する者について	新設	－
		【新25】	統括管理する者の承認について	新設	－
		【新26】	取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成	新設	－
		【新27】	特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置	新設	－
		【新28】	監査の実施	新設	－
	取引時確認を行う者について				
		43	顧客が法人の場合の取引時確認		有
		44	顧客が民法上の組合の場合の取引時確認		
		45	顧客が信託銀行の場合の取引時確認		有
		46	特金勘定の場合の取引時確認		
		47	法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い		有
		48	財形契約等の場合の取引時確認		
		49	ミليون等の場合の取引時確認		有
		50	代理人による取引の場合の取引時確認		有
	取引時確認が必要な取引について				
		51	金融商品取引における取引時確認		
		52	施行規則第4条第1項第4号の解釈	変更	
		53	施行規則第4条第1項第9号の解釈		
		54	有価証券の預託行為等に係る取引時確認		有
	顧客等の本人特定事項の確認方法について				
		55	「取引関係文書」の範囲		有
		56	海外への郵送の取扱い		有
		57	本人確認書類のファクシミリ送信		有
		58	来店等による顧客の本人確認書類の写しの受入れ		有
		59	施行規則第12条第1項第1号の解釈		有
		60	旅券等の住居の記載		有
		61	「官公庁」の範囲		有
		62	施行規則第条第6条第4号の解釈		有

回 検 号 討	項目	項番	項目名	内容変更等 の区分	条文変更 の有無
第 3 回 目	本人確認書類について				
		【新29】	顔写真のない本人確認書類における取引時確認の方法について	新設	－
		【新30】	代理人からの提示について	新設	－
		【新31】	個人番号カード・通知カードについて	新設	－
		【新32】	本人確認書類における留意点(機微情報)	新設	－
		63	複数の本人確認書類による確認	変更	有
		64	補完書類を用いた確認	変更	有
	既に取り引時確認等を行っている顧客の取扱いについて				
		65	既に取り引時確認等を行っていることを確認したことに係る記録		有
		66	顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認		有
		67	電話による注文の場合の面識ありの取扱い		有
		68	代表者等が変更した場合の面識ありの取扱い		有
		69	「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」の範囲		有
		70	「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」の範囲		有
	確認記録について				
		71	取引時確認を行った者、確認記録の作成者の記載		有
		72	確認記録の「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」の記載		有
		73	確認記録の「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」の記載		有
		74	確認記録の「取引時確認を行った取引の種類」の記載		有
		75	確認記録の「確認を行った方法」の記載	変更	有
		76	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の記載		有
		77	「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」		有
		78	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の確認	変更	有
		【新33】	本人確認記録について(個人番号カード)	新設	－
		【新34】	本人確認記録について(実質的支配者)	新設	－
		【新35】	本人確認記録について(外国PEPs)	新設	－
		79	国等の取引担当者が変更になった場合の取扱い		有
		80	施行規則第17条第3項の解釈		有
		81	確認記録と顧客カードの兼用		
	取引記録等について				
		82	取引記録等の作成・保存の範囲		有
		83	取引記録等の法定帳簿による代替		有
		84	「財産移転を伴う取引」の解釈		有
	引受に係る取引時確認義務関係				
		85	引受に係る取引時確認義務		
		86	売出人が複数いる場合の取扱い		
		87	取引時確認の主幹事会社への委託		
	外国会社等における取引時確認の措置等について(仮)				
		【新36】	外国会社及び外国所在営業所における取引時確認の措置等について【監督指針】	新設	－

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A の改正案

案	現行	備考
第 1 回目 目標（ここから）		
I 犯収法改正の概要 1 犯収法改正のポイント Q 平成 27 年の犯収法改正のポイントは。 ①疑わしい取引の届出に関する判断方法 疑わしい取引の届出に関する判断方法について、従来の犯収法においては、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とされていたが、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、施行規則で定める具体的項目に従い、疑わしい点があるかどうかによって判断するといった形で判断方法の明確化が図られている。（参照 Q ● ● ） ②外国 P E P s との取引における厳格な取引時確認の実施 外国 P E P s（外国の重要な公的地位にある者（外国の国家元首等））とその地位にあった者、その家族等との取引について、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと取引として位置付けられたため、顧客が外国 P E P s に該当するかどうかの確認が必要となった。（参照 Q ● ● ） ③取引時確認等を的確に行うための措置の拡充 従来、「取引時確認をした事項を最新に保つための措置を講じる」こと等の努力義務が規定されていたが、規程の作成、必要な監査の実施、リスク評価書の作成等、その努力義務が拡充されたため、当該措置への対応をとる必要がある。（参照 Q ● ● ～ ● ● ） ④実質的支配者の確認範囲について 法人の実質的支配者に関して、従来の確認範囲では法人が実質的支配者になることや実質的支配者の該当のない場合もあったが、確認範囲が広がり、個人又は国等（上場企業等）まで遡ることが必要となり、代表者等も範囲に入ったことにより、全ての法人において実質的支配者がいることとなった。（参照 Q ○ ○ ） ⑤顔写真のない本人確認書類に係る取引時確認方法の変更 従来、原本提示のみで取引時確認が完了していた保険証等の顔写真のない本人確認書類については、当該本人確認書類の原本提示に加え、他の本人確認書類等の提示や関係書類の転送不要郵便の送付が必要となった。（参照 Q ● ● ）	I 犯収法改正の概要 1 犯収法改正のポイント Q 平成 23 年の犯収法改正のポイントは。	【改訂要領】 ・平成 27 年の改正ポイントを追記 ・平成 23 年改正も「平成 23 年改正の主なポイント」として残すただし、今回の改正部分について、このままの記述とするか、注釈等を入れるのかについては検討が必要。

案	現行	備考
(関係法令条文等) (参考) 平成 23 年 4 月の犯収法改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）のポイントは次のとおり。 (1) 確認事項の追加 顧客等との間で特定取引を行う際の確認について、本人特定事項（＊１）の確認に加え、次の事項の確認が義務付けられた。 ① 取引を行う目的 ② 顧客等が自然人である場合は職業、法人である場合は事業の内容 ③ 顧客等が法人である場合で当該顧客等の実質的支配者（＊２）が存在するときは、その者の本人特定事項 ＊１．本人特定事項とは 個人の場合：氏名、住居及び生年月日 法人の場合：名称及び本店又は主たる事務所の所在地 ＊２．実質的支配者とは、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」として施行規則で定める者をいう。 (2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認 顧客等の間で次のいずれかに該当する取引を行うに際しては、当該顧客等について、上記（１）の事項に加え、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認が義務付けられた。 ① 取引の相手方が契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引 ② 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引 ③ イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する顧客等との間における特定取引その他イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引 なお、①、②の取引に係る本人特定事項の確認は、契約時確認に行った当該事項の確認の方法とは異なる方法（異なる書類を用いる）により行わなければならない。 また、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うこととなる。 (3) 取引時確認等を的確に行うための措置 金融商品取引業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措	A 平成 23 年 4 月の犯収法改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）のポイントは次のとおり。 (1) 確認事項の追加 顧客等との間で特定取引を行う際の確認について、本人特定事項（＊１）の確認に加え、次の事項の確認が義務付けられた。 ① 取引を行う目的 ② 顧客等が自然人である場合は職業、法人である場合は事業の内容 ③ 顧客等が法人である場合で当該顧客等の実質的支配者（＊２）が存在するときは、その者の本人特定事項 ＊１．本人特定事項とは 個人の場合：氏名、住居及び生年月日 法人の場合：名称及び本店又は主たる事務所の所在地 ＊２．実質的支配者とは、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」として施行規則で定める者をいう。 (2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認 顧客等の間で次のいずれかに該当する取引を行うに際しては、当該顧客等について、上記（１）の事項に加え、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認が義務付けられた。 ① 取引の相手方が契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引 ② 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引 ③ イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する顧客等との間における特定取引その他イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引 なお、①、②の取引に係る本人特定事項の確認は、契約時確認に行った当該事項の確認の方法とは異なる方法（異なる書類を用いる）により行わなければならない。 また、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うこととなる。 (3) 取引時確認等を的確に行うための措置 金融商品取引業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措	

案	現行	備考
置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。 (関係法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 10 条、施行令第 11 条、第 12 条、施行規則第 13 条	措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。 (関係法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 10 条、施行令第 11 条、第 12 条、施行規則第 13 条	
2 既存顧客への対応 (1) 住民基本台帳カードの経過措置 Q 既に発行済みの住民基本台帳カードについて、有効期限内は引き続き、本人確認書類として使用可能との理解でよいか。 A 発行済の住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととする旨の経過措置が附則に規定されているので、それに該当する場合は使用できる。 (関係法令条文等) 施行規則第 7 条第 1 号、改正法附則第 2 条、パブコメ No. 90 (平成 27 年) (2) 実質的支配者の既存顧客への対応方法 Q 施行日前に旧施行規則に基づき、実質的支配者の確認を実施済みの顧客に対しても、改めて新施行規則第 11 条に規定する実質的支配者の確認が必要か。 A 施行日前に実質的支配者の本人特定事項を確認した場合であっても、施行後に初めて特定取引を行う場合においては、改めて新規則第 11 条第 2 項に規定する実質的支配者の本人特定事項を確認する必要がある旨が規定されている。 ただし、新規則第 11 条第 2 項に規定する実質的支配者に該当する者が、旧規則第 10 条第 2 項に規定する実質的支配者 (特定事業者が施行日前に本人特定事項の確認を行っている者に限る。) に該当する場合などには、改めて実質的支配者の本人特定事項を確認する必要がない旨が規定されている。 (関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パブコメ No. 208、211～212 (平成 27 年) (3) 写真無し本人確認書類で本人確認済みの顧客への対応方法	2 既存顧客への対応	【改訂要領】 ・平成 27 年改正に伴う既存顧客への対応 (経過措置等) を追記。

案	現行	備考
Q 施行日前に顔写真の貼付のない本人確認書類で本人特定事項の確認を行った顧客について、施行日後に改めて転送不要郵便等の送付や追加の本人買確認書類の提示、送付等により確認を行う必要はあるか。 A 法第4条第2項で規定する取引に該当しない限り、必要はない。 (関係法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号、パブコメ No. 215（平成27年） (4) 社員証で顧客等への確認を確認した場合の対応方法 Q 施行日前に旧法に基づき、取引担当者への権限委任の確認を「社員証」で行った場合、施行日後に改めて他の方法で確認する必要はあるか。 A 法第4条第2項で規定する取引に該当しない限り、必要はない。 (関係法令条文等) 施行規則第12条第4項第2号、パブコメ No. 138（平成27年） (5) 外国 P E P s の確認について Q 施行日前に旧法に基づき、取引時確認を行っている顧客に対して、外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要か。 A 既に取引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることの確認を実施することまで求められるものではない。各社において、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象顧客とし、確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客の申告時の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告を求める等の確認をすることが考えられる。 また、商業用データベース等を活用して、既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。 (関係法令条文等) 法第4条第2項第3号、施行令第12条第3項、施行規則第15条 (参考) 平成23年度改正の経過措置 Q 平成23年改正法施行日前に旧法に基づく本人確認を行い取引口座を開設した顧客の		
	Q 改正法施行日前に旧法に基づく本人確認を行い取引口座を開設した顧客の行う有	

案		現行	備考
行う有価証券の売買その他の取引は、法第4条第1項の適用が除外される「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当し、法第4条第1項の確認は不要であると考えてよいか。 A 「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当するか否かは、今般行おうとしている取引が、改正法施行日前に締結した契約の内容に含まれているかという観点から判断することとなる。 具体的には、総合取引約款等に基づいて開設された口座において行う取引については、「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当すると考えられる。したがって、総合取引約款等に基づき口座を開設し、旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に行う有価証券の売買その他の取引に際しては、法第4条第1項の確認は不要である。 また、総合取引約款等に係る契約を締結していない場合であっても、債券等の現先取引に関する基本契約等の特定取引に係る基本契約を改正法施行前に締結しており、かつ、その際に旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に当該基本契約に基づき行う取引に関しては、法第4条第1項の確認は不要である。ただし、この場合、確認が不要となるのは当該基本契約に係る特定取引（例示の場合は現先取引）に限られることに注意が必要である。 なお、金融機関本人確認法施行以前に協会規則に定める方法により、本人確認・本人確認記録の保存を行っている顧客との取引、及び平成10年3月16日付け会員通知「「仮名（借名）取引」に関する点検について」（日証協（審）9第360号）に従い調査点検を行い、その記録が保存されている顧客との取引については、整備令第11条の規定に基づき、「旧法第4条第1項の規定による本人確認」とみなされる。 （関係法令条文等）改正法附則第2条第4項第1号、第2号、整備令第8条、第11条、<u>パブコメ（平成23年）No.137、No.138</u>		価証券の売買その他の取引は、法第4条第1項の適用が除外される「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当し、法第4条第1項の確認は不要であると考えてよいか。 A 「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当するか否かは、今般行おうとしている取引が、改正法施行日前に締結した契約の内容に含まれているかという観点から判断することとなる。 具体的には、総合取引約款等に基づいて開設された口座において行う取引については、「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当すると考えられる。したがって、総合取引約款等に基づき口座を開設し、旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に行う有価証券の売買その他の取引に際しては、法第4条第1項の確認は不要である。 また、総合取引約款等に係る契約を締結していない場合であっても、債券等の現先取引に関する基本契約等の特定取引に係る基本契約を改正法施行前に締結しており、かつ、その際に旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に当該基本契約に基づき行う取引に関しては、法第4条第1項の確認は不要である。ただし、この場合、確認が不要となるのは当該基本契約に係る特定取引（例示の場合は現先取引）に限られることに注意が必要である。 なお、金融機関本人確認法施行以前に協会規則に定める方法により、本人確認・本人確認記録の保存を行っている顧客との取引、及び平成10年3月16日付け会員通知「「仮名（借名）取引」に関する点検について」（日証協（審）9第360号）に従い調査点検を行い、その記録が保存されている顧客との取引については、整備令第11条の規定に基づき、「旧法第4条第1項の規定による本人確認」とみなされる。 （関係法令条文等）改正法附則第2条第4項第1号、第2号、整備令第8条、第11条、<u>パブコメ No.137、No.138</u>	
II 取引時確認	II 取引時確認	II 取引時確認	【改訂要領】 ・200万を超える財産の移転を伴う取引に関する説明を追記。
3 顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	3 顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	3 顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	
Q 顧客等が自然人である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が自然人である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。	Q 顧客等が自然人である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が自然人である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。	Q 顧客等が自然人である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が自然人である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。	

案	現行	備考
① 本人特定事項（氏名、住居、生年月日） ② 取引を行う目的 ③ 職業 また、顧客等と異なる自然人をいわゆる取引代理人等として設定し、取引口座を開設するような場合には、当該顧客等の確認に加え、当該自然人についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。 なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引（<u>1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある。</u>）を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。 （関係法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項	① 本人特定事項（氏名、住居、生年月日） ② 取引を行う目的 ③ 職業 また、顧客等と異なる自然人をいわゆる取引代理人等として設定し、取引口座を開設するような場合には、当該顧客等の確認に加え、当該自然人についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。 なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。 （関係法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項	
4 顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項 Q 顧客等が法人（国等に該当する法人を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が法人（国等（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する法人を除く。）である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。 ① 本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地） ② 取引を行う目的 ③ 事業の内容 ④ 実質的支配者、その者の本人特定事項（<u>Q●●参照</u>） また、当該顧客等の確認に加え、当該法人のために現に特定取引等の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たることの確認を行わなければならない。（<u>Q●●参照</u>） なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合（<u>1回当たりの取引金額を減少させるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考える必要がある。</u>）には、資産及び収入の状況の確認が必要である。	4 顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項 Q 顧客等が法人（国等に該当する法人を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が法人（国等（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する法人を除く。）である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。 ① 本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地） ② 取引を行う目的 ③ 事業の内容 ④ 実質的支配者が存在する場合は、その者の本人特定事項 また、当該顧客等の確認に加え、当該法人のために現に特定取引等の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。 なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。 （関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項、<u>施行令第14条</u>	【改訂要領】 ・実質的支配者の確認範囲等が変更になることを受け、当該事項のQへ誘導するため、括弧書きで参照Qを入れる。 ・顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等に当たることの確認の記載がないため、内容追記。 ・200万を超える財産の移転を伴う取引に関する説明の追記。

案	現行	備考
(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、第4項、 <u>施行令第16条</u>		
5 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(1) Q 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合には、当該国等のために現に特定取引等の任に当たっている自然人について、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たることの確認を行わなければならない。 (関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、第5項、 <u>施行規則第12条第4項第2号</u>	5 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(1) Q 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。 A 顧客等が国等（人格のない社団又は財団を除く。）である場合には、当該国等のために現に特定取引等の任に当たっている自然人について、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。 (関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、第5項	【改訂要領】 ・顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等に当たることの確認の記載がないため、追記。
6 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(2) Q 施行日後に国等に該当する上場会社が口座開設し、その後 MB0 等により上場廃止した場合であっても法第4条第1項の確認は不要としてよいか。 A 法第4条第3項の規定により、既に確認を行っている顧客については法第4条第1項の確認は不要とされている（取引時確認済みであることの確認の実施）。 したがって、MB0 等によって当該会社が非上場となった場合でも、取引時確認済みであることの確認を行うことができれば、改めて法第4条第1項の確認は不要である。ただし、<u>施行規則第20条第3項</u>に基づく確認記録の変更が必要となる場合がある（<u>実質的支配者と顧客との関係</u>など）。 (関連法令条文等) 法第4条第1項、第3項、 <u>施行規則第20条第3項</u>	6 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(2) Q 施行日後に国等に該当する上場会社が口座開設し、その後 MB0 等により上場廃止した場合であっても法第4条第1項の確認は不要としてよいか。 A 法第4条第3項の規定により、既に確認を行っている顧客については法第4条第1項の確認は不要とされている（取引時確認済みであることの確認の実施）。 したがって、MB0 等によって当該会社が非上場となった場合でも、取引時確認済みであることの確認を行うことができれば、改めて法第4条第1項の確認は不要である。ただし、<u>施行規則第17条第3項</u>に基づく確認記録の変更が必要となる場合がある（<u>実質的支配者の有無</u>など）。 (関連法令条文等) 法第4条第1項、第3項、 <u>施行規則第17条第3項</u>	【改訂要領】 ・確認記録の項目変更（実質的支配者の有無という考え方はなくなったため）に伴い、内容変更 ・条文変更
7 顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項		
8 「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」		
9 特定投資家の「取引を行う目的」		
10 「取引を行う目的」の申告を受ける方法		
11 職業		
12 国等の事業の内容		
13 「事業の内容」の確認・記録		

案	現行	備考
14 「事業の内容」を確認する書類		
15 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」		
16 人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」		
17 <u>外国の法令の規定に基づく資料</u> による「事業の内容」の確認 Q 外国の法令<u>の規定</u>に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないか。 A 外国の法令<u>の規定</u>に基づき作成されたディスクロージャー資料で施行規則第 10 条第 3 号イの要件を満たすものであれば、当該資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないと考えられる。ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や、民間のデータベース等については、これに該当しない。 (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、施行規則第 10 条第 3 号、<u>パブコメ No. 58 (平成 23 年)</u>	17 <u>外国の法令に基づく資料</u> による「事業の内容」の確認 Q 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないか。 A 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料で施行規則第 9 条第 3 号イの要件を満たすものであれば、当該資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないと考えられる。ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や、民間のデータベース等については、これに該当しない。 (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、施行規則第 9 条第 3 号、<u>パブコメ No. 58</u>	【改訂要領】 ・条文内容の変更につき文言修正 「 <u>外国の法令に基づき</u> 」 ↓ 「外国の法令の <u>規定</u> に基づき」
18 実質的支配者の確認方法 Q <u>実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項</u>については、どのように確認すればよいか。 A <u>実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項</u>については、顧客等の代表者等から申告を受ける方法により確認することが考えられる。法第 4 条第 1 項に基づく確認の場合には、必ずしも書類により確認する必要はない（法第 4 条第 2 項に基づく確認の場合については、<u>Q32</u>を参照）。例えば、口座設定申込書に、<u>実質的支配者に関する説明を記載した上で、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄</u>を設け、顧客等の代表者等に記入してもらう方法が考えられる。また、協会員において当該法人にかかる有価証券報告書等の公表書類を確認する方法も認められる。 <u>ただし、顧客等からの申告について、自社の知識・経験及びデータベース等の確認等により、不適当であると思われる場合、正確な申告を促す必要がある。なお、実質的支配者に関する当初の回答を偽っていたことが疑われる場合には、次の取引の際に法第 4 条第 2 項の規定による確認を行う必要がある。</u> (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 2 項、施行規則第 11 条第 1 項、第 14 条第 3 項、<u>パブコメ No. 60～62、65 (平成 23 年)</u>、<u>パブコメ No. 94、112、114 (平成</u>	18 実質的支配者の確認方法 Q <u>実質的支配者の有無や実質的支配者が存在する場合の本人特定事項</u>については、どのように確認すればよいか。 A <u>実質的支配者の有無及び実質的支配者が存在する場合の本人特定事項</u>については、顧客等の代表者等から申告を受ける方法により確認することが考えられる。法第 4 条第 1 項に基づく確認の場合には、必ずしも書類により確認する必要はない（法第 4 条第 2 項に基づく確認の場合については、<u>Q30</u>を参照）。例えば、口座設定申込書に、<u>実質的支配者の有無及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄</u>を設け、顧客等の代表者等に記入してもらう方法が考えられる。また、協会員において当該法人にかかる有価証券報告書等の公表書類を確認する方法も認められる。 <u>なお、取引時に実質的支配者は無いことを回答した法人顧客について、その後実質的支配者があることが判明した場合であって、当初の回答を偽っていたことが疑われる場合には、次の取引の際に法第 4 条第 2 項の規定による確認を行う必要がある。</u> (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 2 項、施行規則第 10 条第 1 項、<u>パブコメ No. 60～62、65</u>	【改訂要領】 ・実質的支配者の確認において、実質的支配者の有無を確認するのではなく、実質的支配者を確認することとなったため。（実質的支配者が存在しないケースがあり得なくなった為）

案	現行	備考
27 年)		
【新 1】実質的支配者の確認範囲について Q 実質的支配者の確認について、自然人または上場企業までさかのぼって確認を行うことが必要になったとされているが、具体的にどのような者まで確認を行えばよいか。 A 実施的支配者については、以下の順序で自然人または上場会社等（Q●●参照）まで遡り、確認を行うことになる。なお、該当性の判断にあたっての考え方、具体例については、新 Q 2 を参照。 【顧客等が株式会社、投資法人、特定目的会社等（資本多数決法人）である場合】 ① 議決権の総数の25％超（直接保有・間接保有の合計）を保有する個人・国等はいるか？ ⇒個人・国等が顧客等の議決権の総数の25％超を直接保有している場合※は、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。 ⇒法人（国等を除く）が顧客等の議決権を保有している場合、当該法人の議決権保有状況についても遡る必要がある。当該法人の議決権の50％超の保有者として、個人・国等がいた場合は、当該個人・国等が顧客等の議決権を間接保有していることになり、当該間接保有分の議決権又は当該間接保有分と直接保有の議決権を合わせて25％超を保有している場合は、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。なお、当該法人の議決権の50％超を保有している者は、その法人の顧客議決権の保有分について100％を保有しているとみなされることに留意が必要である。 ② ①がない場合、出資、融資取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等はいるか。 ⇒いる場合、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。 ③ ①及び②がない場合は、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する個人が実質的支配者に該当する。 ※ 議決権の総数の25％超を保有する者が病気等により意思能力を欠いている場合及び他の自然人が議決権の総数の50％超を保有している場合を除く。 【顧客等が持分会社、学校法人等の場合】 ① 当該法人の収益配当又は財産分配受領権の 25％超を保有する個人・国等※はいるか又は出資、融資取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等はいるか。 ② ①がない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者 ※ 収益配当等の総数の25％超を保有する者が病気等により意思能力を欠いている場合	(新設)	【改訂要領】 ・実質的支配者について、自然人又は上場企業にたどりつくまで確認が必要になったことに伴い、Q A を新設。

案	現行	備考
<u>及び他の自然人が収益配当等の総数の50%超を保有している場合を除く。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パプコメ No. 102～130 (平成 27 年)</u>		
19 上場会社等の実質的支配者の確認		
20 一般社団法人等の実質的支配者の確認		
【新 2】<u>実質的支配者の該当性について①</u> <u>Q 議決権の総数の 25%超を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいか。(議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいか。)</u> <u>A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人(当該自然人が議決権の50%超を保有する法人)が有する議決権のことを指す。具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、その結果を受け、特定事業者において実質的支配者の確認を行うこととなる。なお、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。</u> <u>なお、信託銀行が自身の支配目的で投資する場合を除き、信託勘定を通じて、議決権を保有する場合は議決権保有割合を考慮する必要はない。</u> 【該当性確認の具体例】 <u>① 法人Aの株式(議決権)を30%保有している個人株主Bがいる場合</u> <u>→ BはA株式(議決権)を直接30%保有しているため、実質的支配者に該当する。</u> <u>② 法人Aの株式(議決権)を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式(議決権)を50%保有しており、Cは、A株式(議決権)を20%保有している場合</u> <u>→ BはA株式(議決権)を直接10%保有し、かつCを通じて間接的に20%保有しており、合計で30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人Cが保有しているA株式(議決権)20%については、そのすべてを、法人Cの株式(議決権)の50%超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。</u> <u>③ 法人Aの株式(議決権)40%を保有している個人株主Bと、A株式(議決権)を55%保有している個人株主Dがいる場合</u> <u>→ Dが実質的支配者に該当する。BもA株式(議決権)を40%直接保有しているが、他の者が50%超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しない。</u> <u>④ 上場企業の子会社である信託銀行Eが、銀行勘定で法人Aの株式(議決権)を10%保有し、信託勘定でA株式(議決権)を20%保有している場合</u>	(新設)	【改訂要領】 ・実質的支配者の該当性を判断するための基準(議決権等)の具体例のQ Aを新設。

案	現行	備考
→ <u>信託勘定は直接・間接ともに保有割合として考慮しないため、直接保有である銀行勘定分の10%のみ保有していることとなり、Eは実質的支配者に該当しない。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パブコメ No. 96～99、104～107 (平成 27 年)</u>		
【新 3】<u>実質的支配者の該当性について②</u> Q <u>出資、融資取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人とはどのようなケースか。</u> A <u>以下のようなケースが想定されるので、そのような影響力の有無について、顧客の代表者等からの申告に基づき判断することとなる。なお、自ら当該顧客の関連資料等を調べる必要はないが、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。</u> ① <u>法人Aの大口債権を持つ上場企業Bが、その立場を利用し、事業経営の意思決定を事実上支配しているような場合</u> ② <u>法人Aの顧問である個人C（A株式（議決権）を10%保有）が、代表権を持たない顧問等の立場ではあるものの、創業者の一族であり、その意思決定により事業経営を事実上支配している場合</u> ③ <u>法人Aの会長である個人B（A株式（議決権）20%保有）が代表権を有しており、かつ筆頭株主であることから、B自らに法人Aの決裁権限を集約して意思決定を行っており、代表権を持つ社長の意思が事業経営に反映されないなど、Bが事業経営を実質的に支配している場合</u> <u>なお、以上のようなケースであっても、病気等により意思能力を欠いている等、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかである場合や、他の自然人が収益配当又は財産分配受領権の50%超を保有している場合には、実質的支配者には該当しない。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パブコメ No. 112～113 (平成 27 年)</u>	(新設)	【改訂要領】 ・実施的支配者の該当性を判断するための基準（支配的影響力）の具体例のQ Aを新設。
【新 4】<u>実質的支配者の該当性について③</u> Q <u>代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者が複数人いた場合は複数人が実質的支配者に該当するのか。</u> A <u>代表取締役であり、その法人の業務を執行する者が複数いる場合は、全ての者が実施的支配者に該当する。</u>	(新設)	【改訂要領】 ・代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者が実質的支配者に該当する場合に関するQA

案	現行	備考
<u>ただし、名義貸しによって代表権を有しているが業務は執行していない者や、病気等により意思能力を欠いている者は、実施的支配者には該当しない。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パブコメ No. 116～118、124 (平成 27 年)</u>		を新設。
21 議決権を確認する基準日		
(削除)	22 間接支配者 Q <u>実質的支配者が法人の場合、実質支配者である当該法人に加えて、当該法人の実質的支配者（いわゆる間接支配者）についても確認する必要があるか。</u> A <u>あくまでも実質的支配者である法人について確認すれば良く、当該法人の実質的支配者（いわゆる間接支配者）まで確認する必要はない。</u> <u>(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、施行規則第 10 条第 2 項、パブコメ No. 64</u>	【改訂要領】 ・平成 27 年改正により、実質的支配者の確認については、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要となったため、当該 Q A を削除。
【新 5】 <u>議決権保有割合の考え方</u> Q <u>議決数総数の 25%超を保有しているか否かの判定は、直接保有及び間接保有を合計した割合となっているが、この割合を判断するのは、顧客であり、業者がその合計割合に関する真偽の確認までは求められないとの理解でよいか。</u> A <u>実質的支配者にかかる議決権保有割合の確認は、顧客等の代表者等から申告を受けるものであり、その真偽を確認する必要性はない。</u> <u>ただし、顧客等からの申告について自社の知識・経験及びデータベース等と照れして合理的でないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。</u> <u>自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には</u> <u>なお、議決権保有割合の判定においては、自然人が有する議決権に、当該自然人の支配法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権を加えて判定する必要がある。</u> <u>例) 法人 A の株式（議決権）を 10% 保有している個人株主 B は、法人 C の株式（議決権）を 50% 保有しており、C は、A 株式（議決権）を 20% 保有している場合</u> <u>→ B は A 株式（議決権）を直接 10% 保有し、かつ C を通じて間接的に 20% 保有しており、合計で 30% を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人 C が保有している A 株式（議決権）20% については、その全てを、法人 C の株式（議決権）</u>	(新設)	【改訂要領】 ・現行 Q A 1 8 を補足する Q A として、議決権保有割合についても顧客の申告からでよい旨の Q A を新設。

案	現行	備考
<u>の50%超を保有しているBが保有することとして計算されることとなる。</u> <u>(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第11条第2項、パプコメ No. 94、128 (平成 27 年)</u>		
【新6】 議決権保有者が不明又は開示を拒否された場合 Q <u>法人顧客においても議決権を間接的に有している自然人がわからない場合や、外国人が議決権を有しており、海外の規制により開示されない場合において、どこまで実質的支配者について該当性の確認をする必要があるか。</u> A <u>顧客等においても実質的支配者を把握できない場合（当該顧客の株主が株式会社であり、当該株式会社の株主が開示されていない場合や、信託契約を通じて顧客の株式を保有している場合等）には、法人の議決権の総数の25%超を直接又は間接に有していると認められる自然人がいない場合に該当すると考えられる。よって、出資、融資取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（Q●●参照）がいればその者を、いない場合は法人を代表しその業務を執行する自然人（Q●●参照）を実質的支配者として、本人特定事項や実質的支配者と顧客等との関係を確認することとなる。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第11条、パプコメ No. 121 (平成 27 年)</u>	(新設)	【改訂要領】 ・実施的支配者の該当性を確認する場合において、議決権が不明・非開示の場合の対応方法に関するQ Aを新設。
【新7】 国等が実質支配者の場合 Q <u>国等（国、地方公共団体、上場会社、年金基金や独立行政法人等）や上場会社の子会社が顧客等の議決権の総数の 25%超を有している場合においても、自然人まで遡り実質的支配者の確認を行う必要があるか。</u> A <u>国等又はその子会社（国等で株式会社等に該当するもの（上場企業、国又は地方公共団体が50%超出資している法人）が議決権の50%超を保有する会社等※）に該当する法人が顧客等の議決権の総数の25%超を有する場合には、当該法人を自然人である実質的支配者と見なし、当該法人の本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）や顧客等との関係の申告を受けることとなる。当該法人が実質的支配者に該当するため、それ以上遡り実質的支配者の確認をする必要はない。</u> <u>※会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。</u> <u>(関係法令条文等) 施行規則第11条第4項、パプコメ No. 129、130 (平成 27 年)</u>	(新設)	【改訂要領】 ・実質的支配者が国等の場合の対応方法に関するQ Aを新設。

案	現行	備考
23 顧客等が自然人である場合の代表者等		
【新8】顧客が法人である場合の代表者等の確認方法	(新設)	【改訂要領】 ・顧客が法人である場合の代表者の確認方法に関する基礎的Q Aを新設。
Q 顧客等が法人（人格のない社団又は財団を除く。）である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」とはどのように確認すればよいか。 A 以下の方法で確認を行うことが考えられる。 ①代表者等が顧客が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面（Q25 参照）を有しており、当該書面を確認する方法 ②代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていることを確認する方法 ③代表者等が所属する顧客の本店等の営業所等に電話をかけること等により確認する方法 ④その他、代表者等と顧客との関係性を認識していることにより確認する方法 なお、社員証は、「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること」の証明書類として認められていたが、当該要件は平成 27 年改正により削除されたため、代表者等の確認方法として認められない。 <u>（関連法令条文等）法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、施行規則第 12 条第 4 項第 2 号</u>		
24 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（社員証や名刺）	24 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（社員証や名刺） Q 顧客等が法人（人格のない社団又は財団を除く。）である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たるものとして、「<u>当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること</u>」とあるが、社員証や名刺はこの書面に含まれるか。 A <u>社員証は、当該法人が作成（発行）したもので、顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等の氏名の記載があるものは含まれると考えられる。</u> <u>なお、代表者等の顔写真があることは必要ではない。</u> <u>一方、名刺は一般に「顧客等が作成した」と判断することは困難なので、含まれないと考えられる。</u>	【改訂要領】 ・平成 27 年改正により、「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること」が削除されたことに伴う内容変更。 （前回からの修正）「 <u>ただし、会社との関係性を示すものとして、社員証の写し</u>

案	現行	備考
(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、 <u>施行規則第 12 条第 4 項第 2 号</u>	(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、 <u>施行規則第 11 条第 1 項、第 4 項第 2 号ロ、パブコメ No. 80</u>	<u>を取得することを排除するものではない</u> 」については、 <u>敢えて記載する必要がないため、削除。</u>
25 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（申込書等）		
26 代表者等であることの確認記録		
27 代表者等であることを確認する相手 Q 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たることの確認として、<u>施行規則第 12 条第 4 項第 1 号、第 2 号で列挙されている方法（登記簿による確認等）</u>のうち、書面については、必ずしも顧客等や代表者等から提示を受ける必要はないと解してよいか。 A 必ずしも提示を受ける必要はなく、金融商品取引業者等が自ら登記簿などを閲覧して確認することも認められると考えられる。 <u>なお、施行規則第 12 条第 4 項第二号ロに規定する「当該顧客等を代表する権限を有する役員」については、代表する権限を有する役員として登記されていることの確認が必要となる。</u> (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、 <u>施行規則第 12 条第 4 項第 1 号、第 2 号、パブコメ No. 88（平成 23 年）、パブコメ No. 134（平成 27 年）</u>	27 代表者等であることを確認する相手 Q <u>施行規則第 11 条第 4 項第 1 号、第 2 号で列挙されている方法のうち、書面については、必ずしも顧客等や代表者等から提示を受ける必要はないと解してよいか。</u> A 必ずしも提示を受ける必要はなく、金融商品取引業者等が自ら登記簿などを閲覧して確認することも認められると考えられる。 (関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、<u>施行規則第 11 条第 4 項第 1 号、第 2 号、パブコメ No. 88</u>	【改訂要領】 ・「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」の確認方法として、役員として登記されていることといった条件から代表する権限を有する役員の登記となったことに伴う内容変更。
28 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引 Q 不在者財産管理人や相続財産管理人は、<u>施行規則第 4 条第 1 項第 13 号ロに規定する「破産管財人又はこれに準ずる者」</u>に含まれるか。 A 不在者財産管理人には、不在者が選任する場合と、家庭裁判所が選任する場合とがあり、前者については裁判所から選任されるものではないことから、「これに準ずる者」には含まれない。一方、後者については選任、解任及び辞任について裁判所が関与するとともに、裁判所が財産状況の報告及び管理の計算を命ずることができることとされており、裁判所の監督下にあると言えることから、マネー・ローンダリングのおそれは少なく、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。 また、民法第 953 条に規定する相続財産の管理人は、家庭裁判所が選任することとされていること等により、家庭裁判所に選任された不在者財産管理人と同様、「これに	28 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引 Q 不在者財産管理人や相続財産管理人は、<u>施行規則第 4 条（旧規則第 6 条）第 1 項第 13 号ロに規定する「破産管財人又はこれに準ずる者」</u>に含まれるか。 A 不在者財産管理人には、不在者が選任する場合と、家庭裁判所が選任する場合とがあり、前者については裁判所から選任されるものではないことから、「これに準ずる者」には含まれない。一方、後者については選任、解任及び辞任について裁判所が関与するとともに、裁判所が財産状況の報告及び管理の計算を命ずることができることとされており、裁判所の監督下にあると言えることから、マネー・ローンダリングのおそれは少なく、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。 また、民法第 953 条に規定する相続財産の管理人は、家庭裁判所が選任することとされていること等により、家庭裁判所に選任された不在者財産管理人と同様、「これに	【改訂要領】 ・「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」が「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に変更になったため。 ・平成 23 年の旧規則の記載があるため、当該記載を削除。

案	現行	備考
る者」に含まれると考えられる。 (関連法令条文等) 施行令第 7 条第 1 項、施行規則第 4 条第 1 項第 13 号ロ	準ずる者」に含まれると考えられる。 (関連法令条文等) 施行令第 7 条第 1 項、施行規則第 4 条第 1 項第 13 号ロ	
Ⅲ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認 (法第 4 条第 2 項の確認) 29 なりすまし等の確認が必要な場合 (1) 30 なりすまし等の確認が必要な場合 (2) 31 イラン又は北朝鮮に居住する者 Q イラン又は北朝鮮の国籍である者で、国内に住所がある者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要か。 また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要か。 A イラン又は北朝鮮の国籍である者であっても、国内に住所がある者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認は必要ない。 一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住し又は所在している者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要となる。 なお、取引時点においてイラン又は北朝鮮に居住しておらず、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであれば法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認は不要である。 なお、<u>上記以外で犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要するとされた国 (アルジェリア、ミャンマー) に居住し又は所在する顧客との間で行う取引については、高リスク取引と位置付けられることとなったため統括管理する者の承認等を行う必要がある。(Q●●参照)</u> (関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項第 2 号、施行令第 12 条第 2 項、<u>パプコメ No. 122、127 (平成 23 年)</u>	Ⅲ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認 (法第 4 条第 2 項の確認) 29 なりすまし等の確認が必要な場合 (1) 30 なりすまし等の確認が必要な場合 (2) 31 イラン又は北朝鮮に居住する者 Q イラン又は北朝鮮の国籍である者で、国内に住所がある者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要か。 また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要か。 A イラン又は北朝鮮の国籍である者であっても、国内に住所がある者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認は必要ない。 一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認が必要となる。 なお、取引時点においてイラン又は北朝鮮に居住しておらず、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであれば法第 4 条第 2 項第 2 号に基づく確認は不要である。 (関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行令第 12 条第 2 項、<u>パプコメ No. 122、127</u>	
【新 9】外国 P E P s について Q <u>顧客が外国の重要な公的地位を有する者であるか否かの確認が必要になったが、どのような者が該当し、該当した場合にはどのような対応が必要になるのか。</u>	(新設)	【改訂要領】 ・平成 27 年において【厳格な顧客管理が必要な取引】として追加された外国

案	現行	備考
A <u>外国政府等において重要な公的地位を有する者（外国 P E P s）とは、以下に該当する者を指します。該当する場合の取引については、法第 4 条第 2 項に基づく確認、統括管理する者による疑わしい点あるかの確認及び承認が必要となる。なお、外国 P E P s の対象には、国連等の国際機関や日本国は含まれない。</u> <u><外国 P E P s ></u> <u>①外国の元首及び過去外国元首であった者</u> <u>②外国政府等で重要な地位を有する者として以下に該当する者及び過去に当該地位であったもの</u> <u>・我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職</u> <u>・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職</u> <u>・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</u> <u>・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職</u> <u>・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職</u> <u>・中央銀行の役員</u> <u>・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員</u> <u>（我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定される）</u> <u>③ ①及び②の家族（Q ●●参照）</u> <u>④ ①～③が実質的支配者である法人</u> <u>（関係法令条文等）施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条、パプコメ No. 27、34～37（平成 27 年）</u>		P E P s についての概要の Q A を新設。
【新 10】<u>外国 P E P s の範囲について</u> <u>Q 外国 P E P s には、外国の重要な公的地位にある者の家族も含まれることとなるが、どのような関係にあるものが想定されているのか。</u> <u>また、顧客が過去に外国の重要な公的地位にある者であった場合も外国 P E P s に</u>	（新設）	【改訂要領】 ・平成 27 年において【厳格な顧客管理が必要な取引】に追加された外国 P E P s の範囲についての Q

案	現行	備考
該当することとなるが、それは退任後の経過期間に関わらず、該当するのか。 A 外国 P E P s の家族として、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母や、実子以外の子が考えられる。また、過去に外国 P E P s であった者に関し、退任後の経過期間の定めはなく、確認できた範囲で厳格な顧客管理を行うこととなる。 （関係法令条文等）施行令第 12 条第 3 項第 2 号、施行規則第 15 条、パブコメ No. 24、31、32（平成 27 年）		A を新設。
【新 11】外国 P E P s の確認方法について Q 顧客が外国の重要な公的地位にある者（外国 P E P s（家族含む））である場合、厳格な取引時確認の実施が求められることとなったが、外国 P E P s に該当するかどうかはどのように確認すればよいか。 A 顧客が外国 P E P s に該当するかの確認方法としては、以下のような確認方法の何れか又は複数を併せて行うことが考えられる。 ①顧客等に申告を求める方法 ②インターネット等の公開情報を活用して確認する方法 ③民間のデータベースを活用して確認する方法 （関係法令条文等）施行令第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号、施行規則第 15 条、パブコメ No. 22、30（平成 27 年）	（新設）	【改訂要領】 ・平成 27 年において【厳格な顧客管理が必要な取引】に追加された外国 P E P s の確認方法についての Q A を新設。
第 1 回目 目標（ここまで）		